

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更の認可について

平成29年7月7日
北陸電力株式会社

本日(7月7日)、「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定^{※1}」の変更について、原子力規制委員会から認可を受けましたので、お知らせします。

当社は、新規制基準における重大事故等への対策としてポンプ車や電源車等の新たな設備を整備しているところです。これらの設備について、保守管理等を行う専門組織として、志賀原子力発電所技術部に防災設備管理課を新たに設置することとし、この組織改正や関係法令^{※2}の改正内容を反映した保安規定の変更認可申請を行いました。

(平成29年3月28日お知らせ済)

本日(7月7日)、上記申請について、原子力規制委員会から認可を受けました。

■今回の申請内容(変更内容)

- 志賀原子力発電所の組織改正に伴う変更
 - 防災設備管理課の設置に伴い、保安に関する組織及び職務を反映
- 法令改正の反映
 - 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価に係る制度の変更^{※3}を反映

以上

※1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

※2 関係法令

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則。

※3 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価に係る制度の変更

従来は運転開始後30年目から10年ごとに技術的な評価をすることが義務付けられていたが、今後は、40年目以降、運転期間延長認可申請を行う場合にのみ評価が義務付けられたもの。